

栃木县议会说明 栃木県議会ガイド



栃木县议会

栃木県議会

栃木県のすがた

栃木県は、関東地方の北部に位置する内陸県で、首都東京から県都宇都宮まで、約100kmの位置にあります。面積は約6,408km²と関東都県中最も広く、東西約84km、南北約98kmでほぼ椭円形をなし、25の市町から構成されており、約200万人弱が住んでいます。

首都圏の一翼を担う本県の南北方向には、東北縦貫自動車道、東北新幹線が貫き、東京から東北地方・北海道を結んでいます。また、北関東自動車道が東西方向に貫き、茨城県、群馬県、新潟県との地域間連携が進んでいます。

この恵まれた地理的条件の中で、日光、那須に代表される豊かで美しい自然をはじめ、歴史や伝統・文化等多くの魅力を有する本県は、工業、農林業、観光等の多様な産業がバランス良く発達しています。

栃木県概況

栃木县是位于关东地区北部的内陆县，县厅所在地宇都宫市距离首都东京约100公里。本县面积为6408平方公里，是关东都县中最大的县，东西距离约为84公里，南北约为98公里，几近椭圆形，由25个市町组成，近200万人口。

作为首都圈重要的一环，位于本县的东北自动车道和东北新干线，贯穿南北，连接东京和东北地区、北海道。同时，还有贯穿东西的北关东自动车道，加强了本县与茨城县、群马县、新泻县之间的地区合作。

得益于优越的地理条件，本县拥有以日光、那须为代表的自然风光，也有魅力四射的历史传统文化，从而，在工业、农林业、旅游业等多个产业均获得了良好的平衡发展。

〈栃木県の位置〉

县厅所在地(宇都宫市)

东经139度53分
北纬36度34分

東京
大阪



地方自治制度と議会

わが国における地方自治制度は、憲法第8章に規定されており、県や市町村など地方公共団体の自治権の基本が保障されています。

憲法では、地方公共団体の組織・運営については別に法律で定めること、議決機関としての議会を設置すること、長と議会の議員は住民の直接選挙によって選ばれること、条例を制定できることなどが規定されています。

これらの規定を受けて、地方自治法は、住民と直結する地方公共団体である市町村と、市町村を包括する広域の公共団体である都道府県のそれぞれが処理する事務を定めています。

議会は住民から選ばれた議員で構成され、住民全体の福祉の向上のため、どのような仕事をしたらよいか話し合いを行い、決定する任務を持っています。そのため、議会を地方公共団体の意思決定機関、又は議決機関といいます。

一方、議会で決定したことを実行していくのは、知事や市町村長、教育委員会等で、これを執行機関といいます。

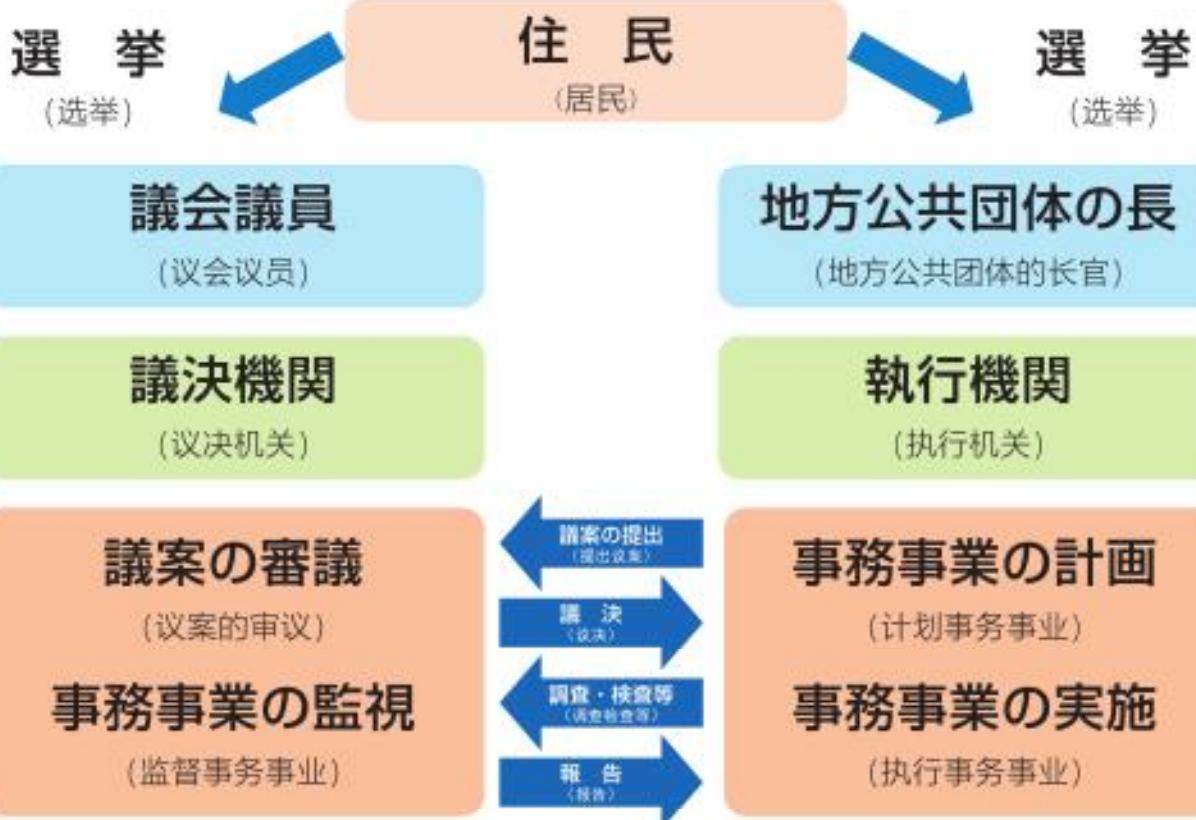
地方自治制度与议会

根据宪法第8章的规定，我国的地方自治制度，保障县市町村等地方公共团体的基本自治权。

宪法规定，关于地方公共团体的组织及运营事项，根据地方自治的宗旨，依据法律来作出规定。设置议会为其议事机关。地方公共团体的长官、议会议员以及法律规定的其他官吏，由该地方公共团体的居民直接选举产生。可在法律范围内制定条例。根据这些规定，地方自治法规定了由与居民直接相关的市町村公共团体与和包括市町村广阔地区的都道府县公共团体各自处理的事务。

议会由居民选出的议员组成，他们负责讨论和决定为了提高全体居民的福利应该做什么工作。因此，这是反映地方公共团体意志的机关，也就是决议机构。

另一方面，执行议会决定的是知事、市町村长和教育委员会等，这些机构被称为执行机构。



県議会のしくみ

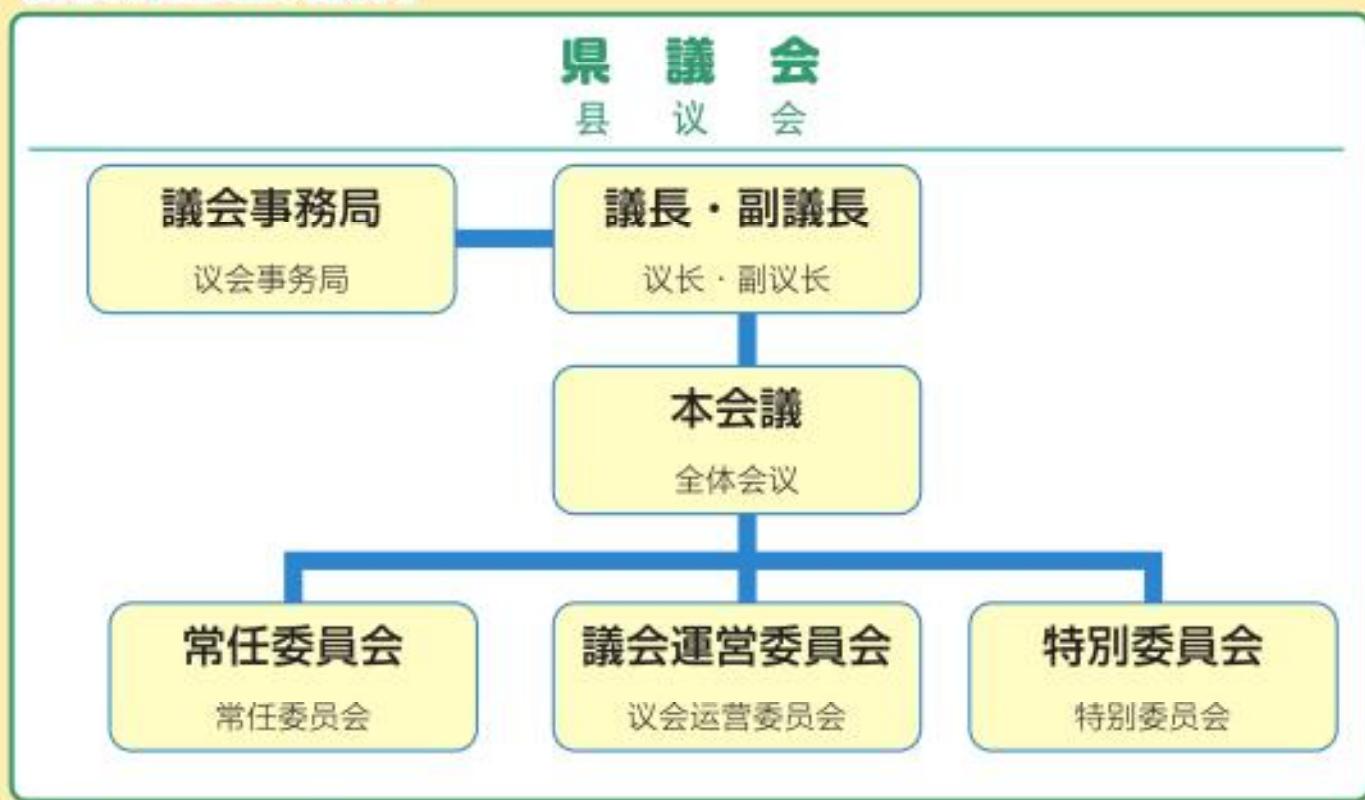
県議会は、16の選挙区から選ばれた定数50人の議員で構成されており、議員の任期は4年となっています。

县议会的构成

县议会是由来自16个选举区选出的定员为50名的议员所构成。议员的任期为4年。

県議会の組織

县议会的组织机构



議長と副議長

議長・副議長は、議員の中から本会議で選挙されます。

議長は、県議会を代表し、会議の運営、議場の秩序保持などの権限を法律や規則によって与えられています。

副議長は、議長に事故があるとき、または議長が欠けたときに議長の職務を行います。

议长与副议长

议长和副议长是由议员间通过选举而产生。议长代表县议会的立场，有着保证议会的运营、维持议会场内秩序等法律及法规授予的权力。如果议长因生病等发生意外事件而不能出席时，则由副议长代行议长的职务。

本会議

全議員で構成する議会の会議のことを、地方自治法上、会議又は議会の会議といいます。

予備的審査、調査機関として議員の一部をもって構成される委員会に対して、通常は本会議と呼ばれています。



全体会议

召开全体议员参加的会议，根据地方自治法，被称为议会会议。

与由部分议员构成，执行预备审查和调查工作的委员会相对应，也被称为全体会议。

委員会

委員会には、議会運営委員会と常任委員会、特別委員会があります。

議会運営委員会は、議会の円滑な運営を図るため設置されています。

常任委員会は、本県には6委員会（県政経営、生活保健福祉、農林環境、経済企業、県土整備、文教警察）が設置されており、特別委員会は、特に重要なことがらについて審査や調査をするため必要に応じて設けられます。



委员会

委员会分三类，议会运营委员会、常任委员会和特别委员会。

议会运营委员会是为议会的顺利运营而设立。

本县的常任委员会分别设立了6个委员会（县政经营、生活保健福祉、农林环境、经济企业、县土整备、文教警察）。特别委员会是为了特定的议案进行审查和调查而设立。

議会事務局

議員の議会活動を補佐するため、議会事務局が設置されています。本会議や委員会の運営、議会活動に必要な資料や情報の収集、県政に関する調査などを行っています。

议会事务局

为了辅助议员的议会活动，设立了议会事务局。为全体议会、委员会的运营、议会活动筹集资金，收集情报，开展县政调查。

県議会のすすめ方

議会における審議は、まず本会議で会期や会議日程などを決めるところから始まります。次いで、議案が提出されますが、議案には知事が提出するものと議員・委員会が提出するものがあります。知事が提出するものについては、知事から提出議案の説明を聞き、次いで議員が質疑を行い、これに対して知事等執行機関が答弁します。質疑が終わると、各議案は細部にわたる専門的な審査を行うため関係する委員会に付託され、それぞれの委員会で審査の結果、可否を決定（修正）します。これを委員長が本会議で報告した後、議決されることになっています。

县议会的流程

大会的审议工作首先从全体会议确定会期和会议日期开始。
随后，将会提出议案。议案由知事提出，也可由议员・委员会提出。关于知事提出的议案，首先听取州长对议案的说明，然后由议员提出质询，知事塔执行机构会就此作出答复。
提问结束后，各项议案将提交有关的委员会进行详细的专题审查，每个委员会经过审查后决定是否（修正）通过。委员会主席将在全体会议上报告相关情况，再进行表决。

通年議会の導入

議会は、知事などの首長が年数回招集するのが通常です（地方自治法第101条、102条）。また、議会が閉会中であれば、議決が必要な案件でも、首長が緊急を要すると判断した場合は、専決処分することができます。
このことは、一方では、二元代表制の一翼を担う地方議会の重要な役割のひとつである、首長に対する監視機能が十分に発揮できない可能性を含んでいます。
そこで、本県では全国に先駆けて平成24年に通年議会を導入し、執行部に対する監視機能を充実するよう努めています。震災や風水害といった大きな災害などの場合にも、議会が主体となって本会議を開催することができ、必要とされる補正予算などについて、議会で速やかに審議できるようになりました。

全年议会的导入

根据《地方自治法》第101条，议会由知事等长官召集。如果议会正在闭会期间，即使是需要表决的案件，长官认为需要紧急处理，也可进行专项处理。
这使得二元代表制的地方议会得以发挥的重要作用的同时，也有可能无法对长官充分发挥监督作用。
因此，在全国范围内，本县率先于2002年引入了全年议会，以加强对执行部门的监督职能。当发生地震和风灾等重大灾害时，议会可以主持召开全体会议，使议会能够迅速针对审议所需，解决补充预算等其他问题。

招集会議・通常会議・臨時会議

通年議会を導入した本県議会には、招集会議・通常会議・臨時会議があります。
招集会議は、県議會議員選挙（一般選挙）後、最初に開く会議で知事が招集します。
通常会議は、本会議における質疑・質問や、委員会での審査等を集中的に行います。開催時期は、予算案等の議案の提出時期を考慮し、おおむね5～6月、9～10月、11～12月、翌年の2～3月とします。
臨時会議は、知事からの要請や災害等の突発的事態への対応など、審議が必要とされる場合に開催します。

召集会议・通常例会・临时会议

县议会有召集会议、通常例会和临时会议。
召集会议由知事在县议会议员选举（一般选举）后的第一次会议上召开。
通常例会将集中讨论全体会议提出的问题和问题、委员会的审查等。考虑到预算草案等议案的提交时间，会议的日期大致为5月至6月、9月至10月、11月至12月、次年2月至3月。
临时会议主要是在知事要求或灾害等突发事件时，在需要审议的情况下举行。

県議会の仕事

議会には、法律によって様々な権限（仕事）が与えられていますが、その主なものは次のとおりです。

县议会的工作

法律赋予议会各种权力（工作），主要内容如下：

議 決 議決	<p>議員や知事などから提出された、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定、県の条例で定められた重要な契約などの議案を審議し、その可否を決定（修正）する「議決」を行います。</p> <p>针对议员及知事等提出来的议案，进行条例制定修改和废除、决定审批预算、决算、签订大宗合同等对有关县政方面的重要事项予以议决。</p>
調査と検査 调查和检查	<p>県政運営が議会で議決したとおりに行われているか、事務・事業の内容について「調査」し、「検査」する権限で、必要に応じて執行機関に報告を求めたり、関係のある人に議会に来てもらって説明や意見を聞いたりします。</p> <p>县的行政的执行情况是否确实按照议会所规定的那样得到了执行，针对事务的内容进行调查和检查，此外还根据需要有时要求执行机关提出报告或向有关人员听取意见和说明。</p>
意見書の提出と決議 提出并针对意见书进行表决	<p>県民の利益になることで、県だけでは解決できないことについて、議会の意思を「意見書」としてまとめ、国会や関係行政庁に提出します。また、県議会の意思を明確にするため、決議を行います。</p> <p>向国会或有关行政机关提交有关县民福利的意见书和光幕本县无法解决的意见书。此外，明确议会的方针进行表决。</p>
選 挙 选举	<p>議長、副議長のほか、選挙管理委員などの「選挙」を行います。</p> <p>举议会的议长，副议长和选举管理委员等。</p>
請願・陳情の審査 对请愿和请求进行审查	<p>県民のみなさんの要望などを「請願」や「陳情」の形で受理し、慎重に審査した後、その内容が適当なものについては県政運営に反映するよう努めています。</p> <p>对于县民们所提出的请愿请求予以慎重审查，并将适合县政和县民的内容，在县政运营中得以实现而努力。</p>
同 意 同意	<p>副知事、監査委員、教育委員会委員、公安委員会委員、人事委員会委員など、県の重要な人事については、知事が選任や任命をする前に、議会の「同意」が必要となります。</p> <p>任命知事、副知事、监察委员、教育委员会委员、公安委员会委员、人事委员会委员等县里重要职位的人员时，必须经过议会的同意。</p>

県議会の傍聴

県議会本会議や委員会は、どなたでも傍聴することができます。本会議の傍聴は議会議事堂6階の受付で、委員会の傍聴は1階の受付で、簡単な手続きがあります。開催日は、広報紙「県議会とちぎ」や県議会ホームページなどでお知らせしています。詳しくは、県議会事務局総務課（TEL 028-623-3753）まで、お問い合わせください。

議会議事堂や県庁舎の団体見学案内も行っています。ご希望の方は、広報課県民プラザ室（TEL 028-623-3757）までご連絡ください。

县议会的旁听

任何人都可以旁听县议会全体会议或委员会会议。全体会议旁听的报名处在议会议事堂六楼，委员会会议旁听报名在一楼，只需要一个简单报名手续。开会具体日程会通过报纸《栃木县议会》，县议会网站等进行通知。详情请致电县议会事务局总务科（电话：028-623-3753）查询。

议会议事堂和县政府大楼接受团体参观报名。如有需要，请联络宣传科县民广场 TEL（电话：028-623-3757）。



議場 傍聴席

車椅子用のお席も10席あります。

会場 旁听席

轮椅用座位有10个



親子室

小さなお子様連れの方も、
ゆっくりと本会議を傍聴していただけます。

亲子室

带孩子的您也可以安心旁听议会会议

栃木県議会事務局

栃木县议会事务局

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

栃木县宇都宮市塙田1-1-20

TEL 028-623-3753	総務課 総務担当	总务课 总务担当
3702	総務課 秘書担当	总务课 秘书担当
3761	議事課 議事担当	议事课 议事担当
3742	政策調査課 政策法令担当	政策调查课 政策法令担当
3772	政策調査課 調査広報担当	政策调查课 调查选出担当

FAX 028-623-3755

ホームページアドレス 网 址：<http://www.pref.tochigi.lg.jp/kengikai/>

Eメールアドレス 电子邮箱：gikai@pref.tochigi.lg.jp